

## 物品の販売及び印刷物の製造請負業者指名選定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県財務規則第171条の規定に基づき総務部入札課が行う見積り又は入札において、物品の販売及び印刷物の製造請負業者（以下「業者」という。）の適正な選定を行うため、総務部契約局長の下に物品の販売及び印刷物の製造請負業者指名選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、物品の購入及び印刷物の製造請負に係る指名業者の選定に関し必要な事項を審議する。

### (組織及び任務)

第3条 選定委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名をもって組織する。

2 委員長は契約局長を、副委員長は入札課長をもって充てる。

3 委員は、次のとおりとする。

(1) 入札審査課長

(2) 委員長が特に必要と認める者

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (指名業者の選定)

第4条 選定委員会は、指名業者の選定に当たっては、別に定める基準に基づき行うものとする。

2 選定委員会は、必要があるときは、発注に係る部局の職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

### (運営)

第5条 選定委員会は、必要の都度委員長が招集する。ただし、委員長が特に軽易と認めたものについては、この限りでない。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (決定)

第6条 第2条に規定する事項は、選定委員会の審議に基づき、契約局長が決定する。

(秘密の厳守)

第7条 選定委員会は、第1条の目的を達するために公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(選定委員会の庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、総務部入札課が行う。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。